

令和6年度第3回小金井市青少年問題協議会専門委員会

日時 令和7年1月14日(火) 午前9時30分～午前10時10分
場所 前原暫定集会施設2階B会議室
出席委員 6人
委員長 浅野 正道 委員
委員 金井 誠 委員(副委員長)
橋本 洽祐 委員 加辺 博之 委員 浦野 知美 委員
木村 安里 委員
欠席委員 4人
委員 兵頭 友幸 委員 黒須 よし江 委員 山本 雄一 委員
平井 正博 委員

事務局 児童青少年課長 平岡 美佐
児童青少年係長 鈴木 拓也

傍聴者 0人

1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和6年度第3回小金井市青少年問題協議会専門委員会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局から何点が御案内をさせていただきます。

本日の委員会につきましては、兵藤委員、平井委員、山本委員から事前に欠席の連絡をいただいております。なお、黒須委員がいらっしゃっていませんが、現時点で会議数の充足数を上回っており、定刻も過ぎておりますので、先に進行させていただきますいと存じます。

本日の配付資料についてですが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しておりますので、御確認の上、不足がありましたら事務局にお申出ください。

また、本委員会につきましては、会議録作成のため録音させていただいておりますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、ここからは委員長に進行をお願いいたします。

2 議題

浅野委員長

改めまして皆さん、おはようございます。委員長の浅野です。本年もよろしくお願ひいたします。

ただいまから令和6年度第3回小金井市青少年問題協議会専門委員会を開会いたします。

早速ですが、議題に入っていきます。議題1、次第にありますとおり、アンケートの集計結果及び啓発内容についてであります。

初めに、事務局からの説明をお願いいたします。

鈴木係長

本日の専門委員会におきましては、この間実施いたしましたアンケートの集計結果について御報告をさせていただきます。この結果に基づいて、どのような点に着目し、啓発をしていくべきかという点について、委員の皆様にご審議をいただきたいと思ひます。

それでは、初めにアンケートの集計結果について御報告させていただきます。配付資料の1及び2を御覧いただきながら説明をお聞きいただければと思ひます。

まず初めに資料1、アンケートの集計結果（子ども）を御覧いただければと思ひます。前提といたしまして、小学生はSNSの利用についてユーチューブの割合が大きい点と、中学生はユーチューブ以外のサービスも利用しているところを踏まえて説明を聞いていただければと思ひます。特徴のある設問に絞って御説明をさせていただきます。

まず初めに、問3番を御覧ください。「SNSを正しく利用するための説明を、次の場所や人などから受けたり学んだりしたことがありますか」という設問につきまして、こちらのアンケートの結果には書いておりませんが、全てないと回答した人は、小学生が5人、中学生はゼロでした。何かしらの説明を受けているお子さん

がほとんどだということがこの設問で分かっております。

次のページを開いていただきまして、問4番になります。「SNSの利用について不安や心配なことはありますか」という設問になります。こちら、一番下に「特にない」という項目がございますが、この回答しているお子さんがそれぞれ25%から35%、一定数いるという結果になっております。

次にその下、問5番になります。「SNSを利用する上で、どのようなことに気をつけなければいけないと思いますか」という設問になります。こちらは、自由記述された回答を事務局で分野別にまとめたものとなっております。以下の自由記述の設問もこのような形で集計させていただきました。こちらの設問につきまして未記載だったお子さんの人数につきましては、小学生が29人、中学生が22人となっております。

次ページに行ってください、5ページ目の一番上、問10の設問になります。「会ったことがない人とSNSで次のようなやりとりをしたことがありますか」という設問についてです。メッセージの送受信及びゲームでの対戦やチャット、このようなことはある程度の割合経験したことがあるという回答が多くなりました。

ページをめくっていただきまして、問11番になります。「SNSを利用して、次のようなことが起きたことがありますか」という設問になります。どの設問も割合は少ないですが、起きたことがあると回答したお子さんが何人かいらっしゃる状況です。勉強がおろそかになったと回答している割合は、ほかの設問と比較して大分大きくなったことがうかがえます。

次のページ、問14番になります。「SNSを利用するにあたって保護者とルールを決めていますか」という設問になります。それぞれ約7割から8割以上の方がルールを決めています、決められたルールを半分以上が守れていないときがあると回答している状況となっております。

次のページ、問17番になります。「SNSを利用するようになって、よかったことがあれば教えてください」という設問です。こちら、自由記述がなかった方、また、ないと回答した人の人数は小学生で70人、中学生が40人でした。小学生で約40%、中学生で約67%の人が何かしらよかったことがあると回答している状況です。

次のページ、問18番になります。「SNS以外に、家族や友達と過ごしていて楽しいと感じるときはどんなときですか」という設問です。家族との時間については会話や外出、友達との時間では会話や遊びが多い傾向の回答となりました。

次に資料2、保護者向けのアンケートの説明に移らせていただきます。

初めに、問3番になります。「子どもが正しくSNSを利用するための説明を、次の場所や人などから受けたり学んだりしたことがありますか」という設問についてです。こちら、全てないと回答した人の人数につきましては、小学生は19人、中学生は1人となりました。何かしら学んだ機会はあるが、子どもの回答結果と比較して、ないと回答した割合が若干高くなっております。

次のページ、問4番になります。「お子さんが利用しているスマートフォン等のインターネットに接続できる機器について、ペアレンタルコントロールを設定して

いますか」という設問です。こちらにつきましては、それぞれ約2割の人が制限をせずに利用しているという結果になっております。

その下、問5番になります。「お子さんがSNSを正しく利用するために、保護者として特に必要なことは何だと思えますか」という設問です。小学生では、家庭内のコミュニケーションという回答が最も高く、中学生では利用状況の管理が最も高い結果となりました。

次のページ、問7番になります。「お子さんがSNSにアクセスする頻度は平均でどのくらいですか」という設問です。こちら、子どもの回答より、保護者の回答のほうが回数が多い傾向となっております。

次に問8番、「お子さんのSNSの1日当たりの平均利用時間はどのくらいですか」という設問です。こちら、子どもの回答と比較して、大人のほうが、2時間以上と回答している割合が高くなっております。

6ページ目を御覧ください。問11番になります。「お子さんは、SNSを利用して、次のようなことが起きたことがありますか」という設問になります。こちらは子どもの回答の傾向とほぼ同じとなっておりますが、子どもの回答の特徴として説明いたしました、勉強に集中できないというところの回答は、子どもの回答の割合よりも若干大きくなっている結果となっております。

次、問14番を御覧ください。8ページ目になります。「お子さんがSNSを利用するにあたって保護者とルールを決めていますか」という設問になります。こちら、ルールを守れていると回答した人が子どもの割合より高くなっております。

次にその下、問15番になります。「SNSの利用についてお子さんとけんかになったことはありますか」という設問です。こちら、あると回答した人の割合が、子どもの割合より約3倍弱多くなっているのが特徴的な結果になりました。

次のページ、問16番になります。「お子さんがSNSを利用するようになったことで、お子さんの生活やお子さんとの関係に変化があったことはありますか」という設問になります。こちら、あると回答した人の割合が子どもより約5倍多くなりました。保護者のほうが変化に敏感ということが、特徴として捉えられるかと思われます。

次にその下、問17番になります。「お子さんがSNSを利用するようになって、お子さんにとってよかったと思うことがあれば教えてください」という設問になります。こちら、自由記述の設問につきまして、ないと回答した人及び未記入の人数は、それぞれ小学生が76人、中学生が21人となっております。小学生、中学生それぞれ約25%の方が、何かしらよかったことがあると回答しているような状況です。

以上が資料についての説明となります。本日、会議の時間も限られているところがございますので、この後、この場だけで意見を出していただくのは難しいかと思っておりますので、本日以降も追加で御意見をいただけるようにと事務局としては考えております。本日配付させていただいている様式によって、後日提出いただいた追加意見と併せまして、啓発リーフレットの案を事務局において検討させていただき、次回開催の専門委員会において案をお示ししたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

浅野委員長

御説明ありがとうございました。本日は、事務局から説明がありましたとおり、子どものSNSの利用等に関する啓発リーフレットを作成していくに当たりまして、今回実施したアンケート結果を基に、こういった点に着目して啓発を行っていくべきか、皆様から御意見をいただければと思います。

アンケートの結果につきましては、事前に事務局から委員の皆様にお送りしていますので、既に御覧いただけたことと存じます。したがって、この後、どこからでも結構ですので、アンケート結果から気づいた点や御意見等があればお出しただきたいと思います。子どものアンケートからとか保護者のアンケートからと限らず、どちらからでも、あるいは両方総合して考えていただいたこと等について御意見等があればおっしゃってください。いかがでしょうか。

加辺委員

この後、啓発についても考えていくと思うのですが、ポイントとして僕が思うところをお話ししたいんですけども、今回、SNSとして、LINE、インスタグラム、TikTok、X、ユーチューブと出していますが、LINE、インスタグラム、TikTok、ユーチューブの対象年齢は12歳からとサービスとしてはなっています。Xに関しては17歳以上とされています。ユーチューブは12歳以上とはいえ、12歳以下の子も、細かく7歳とか9歳とかいう感じで、見れるコンテンツと見れないコンテンツが少し整理できるようになっています。

今回、小5の子は12歳に到達している子は一人もいないはずですが、半分ぐらいの人が何かしらやっている状態だと思うんです。なので、小学校5年生は駄目ですと言っちゃうのか、サービスとしては、各社とも日本の企業ではないので、12歳未満の方が何かトラブルに巻き込まれても、補償とかそういうことは絶対にしないと思います。ちゃんと12歳未満は使っちゃ駄目というので、使ったら自己責任になるはずなんです。なので、すごく真っ当に言うと、12歳未満、小学校5年生は使っちゃ駄目ですというのが適しているんじゃないかと思うんですけども、ただ、これだけ使っている現状があると、今から使っちゃ駄目ですと言うのは、ちょっと時代遅れというか、ついていけないんじゃないかなというのもあるので、使っちゃ駄目と言うのか、それとも、先方の会社が決めている適正年齢じゃないにもかかわらず、使うんだったらちゃんと使ってねというメッセージにするのかというところがすごく大きなポイントになるんじゃないかと思っています。

浅野委員長

ありがとうございます。確かに定義がしっかり決められているのであれば、改めてこういう機会にお示しするというのも必要かもしれませんね。そういうことも知らないで使っていることも十分考えられますので。今日は出された御意見について何か決定するということではございませんので、今のような御意見をどんどん出していただいて、それをまた事務局で持ち帰っていただいて次回につなげていくという形になりますけれども、私も今の御意見を聞いていて、改めてこういう機会にそういうことを啓発する意味では、お示しするというのも大切かと思いました。

ほか、いかがでしょうか。橋本委員。

橋本委員

今のことと関係しているんですけども、SNSを使う上での約束事ですか、その守り方の示唆というのがこれから必要なと思います。子どもたちが説明を受け

るけれども、それに従うかどうかということはまた別の問題という辺りをどうしたらいいかという、1つの指針があればいいかなということを感じました。

浅野委員長

ありがとうございます。確かにこのアンケートを見ましても、家庭の中でも約束事は決めているんでしょうけれども、それがしっかり守られているかどうかというところは非常に心もとないところがありますよね。そういった御意見も載せていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

加辺委員

今の橋本さんのところに近いんですけども、ルールのところ、ルールを定めているのが中学生のほうが多いというのが不思議だなとちょっと思いました。小学生のほうルールが厳しいんじゃないかなと。例えば、保護者の問10の、子どものほうはたしかルール、子どものほうがそうなっている、小学生のほう、保護者のほうが、中学生のほうが。不思議だなと思いました。

浅野委員長

どちらも問14ですね。

加辺委員

そうですね。個人的なことですが、今、子どもが小6と中2で、小6の子は早生まれなのでまだ11歳で、中2の子は14歳なので、大体このアンケートの状況と、何となく自分の頭の中で、うちはこうだみたいなところを踏まえて考えると、周りの家の状況は大体このアンケートのとおりかなという。一定ルールは決めているんですけど、デジタル的に制御している場合は、そういうのができないので、言葉で、こういうふうをやっちゃ駄目だよとかというルールを決めているけど、守れているかどうかが見えないなどは、実際思います。

浅野委員長

これ、グラフを見ますと、保護者のほうは、中学生はルールを決めていると思っ込んでいるんですね。けれども、子どもに聞いてみると74%ですから、あとは決めてないと思っているわけですね。保護者の考えと子どもの考えにずれが出ているというのは面白いですね。

加辺委員

息子とルールについて話をしたんですけど、多分保護者は中学生ぐらいになると、子どもと危ないことをやっちゃ駄目よみたいなルールになっているんじゃないかなと思うんですね。子どもはそんなのルールじゃないと思っているので。具体的なルールを決めてないのかもしれないですね。

浅野委員長

そうですね。これ、自由記述のようなものはないんですね。

鈴木係長

自由記述はその他のところにしか設定していなかったもので、出ている以上のことは分からないです。

浅野委員長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

金井委員

今の件なんですけれども、確かに保護者のほうはルールを決めている、中学2年生は100%の保護者が決めている。しかし、子どもは74%しか決めてないと言っていますけれども、回答数に注目したんですね。保護者の回答数は全部30。今の設問に限って見ると28。子どものほうはどうなのかというと、全部で127で、その設問に対する回答は123人。ですから、保護者は28人しか答えていない。それ以外の家庭では決められてないという言い方もできるのではないのか。正直なところ、中学生の保護者が30しか回答してないというのはかなり少ないと思うんです。ですから、中学生の保護者に関して、恐らくアンケートの協力を要請したの

は今回2つの学校でしたから、大まかなところで言うと250ぐらいの数なのかな
と思っているのですが、そんな中で、保護者のほうは10%ちょっとぐらいしか回
答していただけていないというところ、その辺りもちょっと気になっています。

そうなってくると、回答のあった30人のお子さんたちは100%ルールを決め
られた。それ以外の、保護者30人以外の残りの100人弱ぐらいの子どもたちの
中では決められてない、もしかしたらそういう見方もできるんじゃないかなと思
います。そうすると、どうしても、どれだけ保護者が注目しているかどうかとい
うところが課題になってくるんじゃないかと感じます。

浅野委員長

ありがとうございます。確かに30人しか回答してないということは、ほかの人
たちは無関心ということなんですかね。回答している人たちは割とこういったこ
とに関心を持っているということかな。そういう見方もできますよね。一概には決め
つけられませんけれども。貴重な御指摘ありがとうございます。

では、お二人、手が挙がっていませんが、どうでしょう。

木村委員

アンケートを拝見して一番驚いたのが、問10の1番で、会ったことがない人と
SNSでメッセージのやり取りをしたことがある人が5年生は1割いて、中学2年
生が4割強、思った以上に多い子がやり取りをしているんだなと思っていて、先ほ
ど加辺委員がおっしゃったように、小学5年生は一応使っちゃいけない年齢である
と、1割の子が、小学5年生は本当は使っちゃいけないのに、その上で顔も知らな
い人とやり取りしているというのはすごく怖いことだし、これが犯罪の入り口とい
うか、被害にあってしまう可能性のある入り口だと思うので怖いなと思ったのと、
一方で保護者の方は、確かに単純比較はできないんですけども、中学2年生の親
御さんはゼロ%なので、単純比較はできないものの、自分の子どもはそういうこ
とをやってないと思っているけれども、している子がいるというのはすごく怖いこ
とだなと思って、この点具体的な手法は思いつかないですけども、どうしたらいい
のかなと思いました。

浅野委員長

ありがとうございます。小学校では年に一度はセーフティー教室というのを行っ
ていまして、そこで特に中学年以上はSNSの危険性なども、そういった会社の方
に来ていただいて啓発しているんですよ。ですから、全く知らないということ
はないと思われるんですが、それでもやっちゃっているというところですよ。確
かにそこは非常に危険性があり、実際にセーフティー教室の中でも、具体的にこ
ういったことがあったという説明をしていただいて、だから、あぶない、気をつけ
ないといけないということは話をしていただいているんですよ。ですから、それ
はどの学校でもやっていますので、啓発はされていると思うんですけども、それ
でもやはりこういうことがあるということは注目すべきだと思いますね。ありが
うございます。

浦野委員、お願いします。

浦野委員

皆様がいろいろと出してくださったので、ああ、本当だなというか、知らなかつ
たこともたくさんありましたので、大変勉強になりました。1つ気になるところは、
保護者の回答率が非常に少ないということ。それを基に、これを今度形にするとい
うことになる、また難しいのかなというか、現状を正しく反映できるのかなとい

うところが、私としては難しいというか、よく考えなきゃいけないのかなと思います。その理由は、金井先生がおっしゃったことが一つ一つあると思います。このアンケートに答えてくださった方はとても意識の高い保護者だと思います。それは問3番のどんなところで勉強しましたかというのが、学校の講演会とか学校のチラシ、これをちゃんと見ていらっしゃる方なんですよね。そういうものを一つ一つちゃんと見て、聞きに行っている方が答えていらっしゃることで、そうじゃない方がたくさんいる中で、小金井市の親御さんはどういうふうに考えているのかなということ判断するのは難しいなというのが率直な感想でした。

浅野委員長

ですから、リーフレット作成の際も、これだけの回答数ですと一般的な保護者という言い方はちょっと難しいです。回答数もお示しをした上で、この中で分かる傾向はとしていくしかないんじゃないかなという気はしますよね。確かに今言われたとおり、これだけの方が講演なりチラシなりをしっかりと見たり聞いたりしているということは、やはり関心が高い方々だなというところは見えてくるわけですよね。

セーフティー教室も、本校の場合には学校公開の日に行っているんです。ですから、子どもたちと一緒に保護者も関心がある方は聞いています。ですから、そういうところがもしかしたら根底にあるのかもしれない。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

橋本委員

全然別の角度なんですけれども、アンケートそのものは限界があるんでしょうけれども、私は子育て、男の子2人なんですけれども、小学校5年生と中学校2年生で随分違うと思うんですけれども、男女でも違いがあると思うんですけれども、アンケートの中には男女の違いってないんですけれども、皆さんの経験からすると、やっぱり男の子と女の子、中学生になると随分違ってくるので、その辺りの違って、どこかほかのところで統計か何か出ていけば知りたいなということなんです。

浅野委員長

事務局、それに対していかがでしょうか。

鈴木係長

今回、アンケートの実施に当たって、男女で分けて回答してもらっているものではないので、男女別の傾向は把握することはできないんですけれども、なぜ分けなかったというところについては、今、アンケートを実施する上で明確に男女の違いの部分に特化して傾向を測るなどの目的がなければ、基本的には男女分けずに実施するのが基本となっていますので、今回は男女別に実施しなかった経過がまずあります。

ただ、ほかの機関等で実施している同じようなアンケートで、男女別にやっているものも数件、こちらとしては把握しているものもありますので、ここに掲げている設問の部分で、ここは男女別で傾向を知りたいという御意見がもしあるようでしたら、事務局のほうで似たようなアンケートの結果を探させていただいて、傾向については後日お知らせさせていただくことは可能と思っております。

浅野委員長

では、もし、そういった男女別のものを知りたいということがあれば、最初に説明がありましたけれども、1月20日までのアンケート結果に対する追加意見を出していただきますので、また持ち帰っていただいて、そういったことも知りたいという項目があれば、これにお書きいただくということでもよろしいのではないでしょ

うか。では、そういった御意見があればまたお寄せください。ほか、いかがでしょうか。

このリーフレット、私も何回か関わってきましたけれども、啓発という要素が非常に大きいので、そうなりますと、最初に加辺委員が言われました一番根本的なところ、要するに、駄目だということをあらかじめ知らしめる意義は非常に大きいと思いますね。そういうことも知らないで、本当に遊び感覚で使っていて、その中で、木村委員がおっしゃったように、危険なところに知らず知らず興味、関心から入ってしまうということも十分考えられますし、それが犯罪につながることも往々にして報道されていますので、そういった啓発をする意義は十分あると、今日御意見をお聞きしながら思いました。そういったこともリーフレットにはしっかり反映していければと思います。そのほか、いかがでしょうか。

(特になし。)

そうしますと、繰り返しになりますけれども、最初に事務局から説明があった追加意見というのはまだ1週間ありますので、もしお持ち帰りいただいて、今日皆様から出された意見を基に改めて見直していただいて、御意見等があればお寄せいただきたいというところでよろしく願いいたします。この点について、事務局から補足はございますでしょうか。

鈴木係長

皆様、貴重な御意見いろいろとありがとうございました。今、委員長から御説明させていただいたとおり、追加の意見提出を、期限が短くて大変申し訳ないんですけども、1月20日月曜日までお受けしたいと思います。提出方法につきましては、配付した様式に意見を御記入いただいたものを直接ファクスで御送付いただくか、メールにて送付をお願いできればと思います。なお、メールで御意見をいただく場合には、様式に限らず、メール本文に直接意見を御記入いただきまして、送付いただければ結構です。

本日いただいた意見と追加意見を踏まえて、事務局において啓発リーフレットの案の作成に取りかからせていただき、次回の専門委員会においてその案についてお示しをさせていただければと思います。その後は、専門委員会においてリーフレットの案についてまた御意見をいただきまして、リーフレットの内容を適宜修正し、3月末に開催予定の本体会議において承認をいただく流れを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

浅野委員長

ありがとうございました。何か御質問等ある方いらっしゃいますか。

浦野委員

このリーフレット作成に初めて関わるので教えていただきたいんですけど、以前出しているリーフレットはほとんど円グラフだったり折れ線グラフだったり、そういったものが入っているものが多いんですけども、今回もそういった形になると理解してよろしいのでしょうか。

鈴木係長

具体的な検討はこれからさせていただくことになりますが、回答の割合等のデータを示す際に、こういった形のグラフが適切かというのは、それぞれの設問内容によって変わってくる部分がございますので、そこは事務局で検討させていただいて、案を次回のときに皆さんにお示しをしたいと考えております。

浦野委員

ありがとうございます。

浅野委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題1については以上といたします。

議題2、その他として、事務局からお願いいたします。

鈴木係長 次回以降の日程について簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、2月の中旬から下旬にかけて専門委員会を一度開催させていただきたいと考えております。その後、3月の末に今年度第2回目の本体会議を開催させていただく予定としております。各日程につきましては、また委員長と調整をさせていただき、決定次第、皆様にお知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

浅野委員長 ありがとうございます。委員の皆様からほかに御発言はございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして令和6年度第3回小金井市青少年問題協議会専門委員会を閉会といたします。本日はお忙しい中御参加いただき、また貴重な御意見を出していただきまして誠にありがとうございました。